

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第43号。以下「改正省令」という。）を、平成29年6月27日に公布しました。

本改正省令は、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを、消防活動阻害物質から除外するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3第1項において、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるもの」をいい、当該物質「を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない」とされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発、あるいは有毒のガス等が発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項のうち、第6号において、「毒物及び

劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質」が規定され、また、同令別表第2（18）において、「水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定され、指定省令において消防活動阻害物質の一つとされています。

3 消防活動阻害物質からの削除

平成28年7月1日に毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成28年政令第255号）が公布され（平成28年7月15日施行）、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものが劇物から除外されました。

消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（座長：田村昌三東京大学名誉教授）」において、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものについて、消防活動阻害物質から除外するか検討を行ったところ、除外することが適当であるとの報告が取りまとめられました。本報告を踏まえ、指定省令第2条の表（69）の項中「製剤」の下に「（メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを除く。）」を加える改正を行いました（平成29年6月27日施行）。

4 おわりに

今回の改正により、各消防本部等においては、メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを貯蔵し、又は取り扱う者は、届け出が不要になります。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 大越、松葉
TEL: 03-5253-7524